

災害時要援護者とは

災害が発生したときに自らを守るための行動が困難な方で、具体的には次の方が対象となります。

災害時要援護対象者の範囲

- *1 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- *2 療育手帳の交付（A判定）を受けている方
- *3 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
- *4 在宅の要介護認定者で要介護3以上の方
- *5 高齢者のみの世帯（独居を含む）で在宅生活者
- *6 その他難病などにより自力での避難判断・避難行動が困難な方

※病院・福祉施設などの入所者は、対象外とします。

※上記1～4については、その判定・級以外の方でも、実態に応じて対象者となります。

災害時要援護者として支援を受けるには

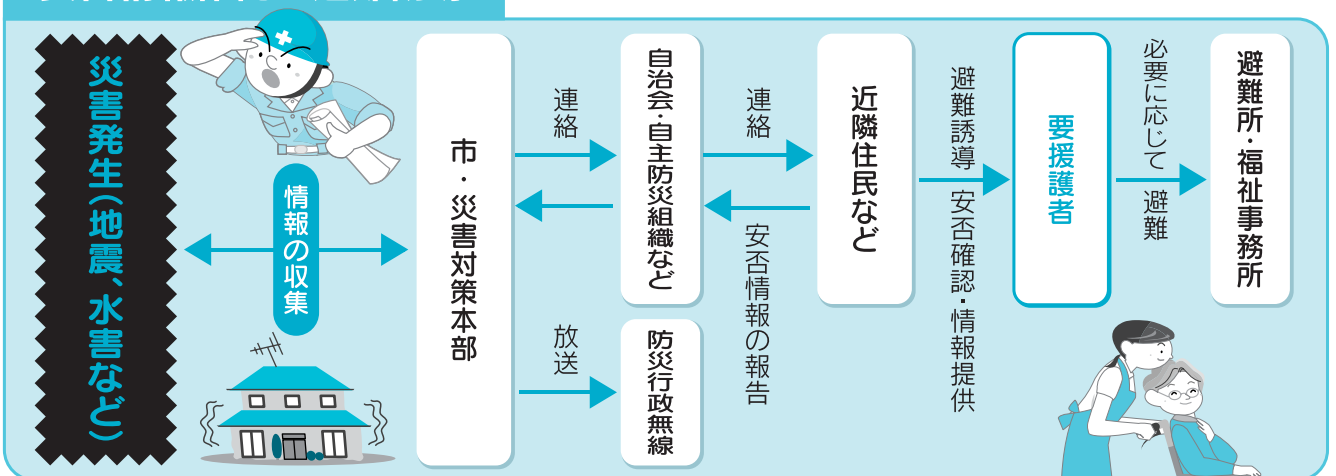
災害時に援護を受けるには、在宅で災害時における支援を希望される方で、事前に本人または介護者・保護者などが援護のために必要な個人情報を災害時要援護者台帳に登録することが必要です。

登録する内容は、「住所」・「氏名」・「生年月日」・「電話番号」・「自治会名」・「緊急時連絡先」・「家族構成」・「要援護者区分」・「その他援護に必要な事項」となっています。

また、登録内容は、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民、民生・児童委員などへ情報提供しますので、これに同意できる方が対象となります。

なお現在、市で把握している災害時要援護対象者の方には、4月に市から登録の案内を送付します。案内が届かない方で支援を希望される方は、福祉課（内線151）へお問い合わせください。

安否情報確認と避難誘導



詳しくは、福祉課（内線151）へどうぞ。

土岐市

高齢者や障がい者を災害から守る
支援制度を始めます

災害時要援護者支援制度

近年の災害においては、高齢者、障がい者、傷病者などの災害対応能力の弱い人（災害時要援護者）が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっています。今後、さらに高齢化が進むにつれて高齢者などの災害時要援護者は、ますます増加することが予想されます。

そこで市では、高齢者や障がい者を災害から守る支援制度を始めます。今回は、その内容を皆さんにお知らせするとともに、今後は、地域の理解と協力の下、その制度を活用した、防災力の充実・強化を図っていきたくと考えています。

災害時要援護者支援制度とは

地震や風水害などの災害が発生した際に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）に対して、自治会・自主防災組織などの地域住民の方々に一部個人情報を開示することにより、災害時での避難援護をしてもらうための台帳（災害時要援護者台帳）整備を進め、地域が連携して支援をしていく制度です。

